

名古屋大学大学院医学系研究科及び医学部附属病院臨床研究認定者制度に関する内規

(目的)

第1条 この内規は、名古屋大学大学院医学系研究科（以下「研究科」という。）及び医学部附属病院（以下「附属病院」という。）における臨床研究認定者制度（以下「認定制度」という。）について必要な事項を定める。

(認定制度の対象者)

第2条 研究科又は附属病院において、人を対象とする医学系研究を実施する者は、この内規に基づき、臨床研究認定者制度の資格（以下「資格」という。）を取得しなければならない。

2 前項の規定により、資格を取得すべき者は、次に掲げる者とする。

- 一 研究科又は附属病院に所属する職員
- 二 名古屋大学医学部規程並びに名古屋大学大学院医学系研究科規程に定める学生及び研究生
- 三 その他研究科長又は病院長が認定制度の資格の取得が必要と認めた者

(認定要件)

第3条 資格を得ようとする者は、次の各号に掲げる講習会すべてを、当該各号に定める回数以上受講し、かつ、確認試験に合格しなければならない。

- 一 先端医療・臨床研究支援センターが指定する資格認定のための講習会 一の年度において2回以上
- 二 生命倫理教育委員会が指定する講習会 一の年度において1回以上
- 三 生命倫理審査委員会が実施する医学研究者 e ラーニング

2 研究科長及び病院長は、前項の認定要件を満たした者に対し、認定証を交付するものとする。

(資格の有効期間)

第4条 資格の有効期間は、2年間とする。

2 前項にかかわらず、年度途中で資格を得た者の有効期間については、当該資格を得た年度の翌年度末までとする。

3 資格の更新を希望する者は、有効期間の満了する年度において、前条第1項第1号及び第2号に定める講習会を各々1回以上受講しなければならない。

(その他)

第5条 この内規に定めるもののほか、認定制度に関し必要な事項は、研究科長及び病院長が定める。

附 則

- 1 この内規は、平成26年6月4日から施行する。
- 2 この内規の施行前に実施された第3条第1項第1号に定める講習会に相当する講習会は、この内規に定める講習会とみなす。ただし、この内規の施行日の属する年度内のものに限る。

附 則

この内規は、平成27年2月10日から施行する。